

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

×

8月6日発行
vol.708

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。



原発事故による警戒区域等からの 避難者に対する高速道路の無料措置

令和7年9月1日から、
中型車のうちトラックタイプの車両が
無料措置対象から除外されます

令和7年3月7日に、制度適正化措置の実施方針について国土交通省が発表したところですが、このたび中型車のうちトラックタイプの車両を無料措置の対象から除外する具体的な日時が決定した旨、国土交通省から発表がありましたので、お知らせいたします。

 **14ページをご覧ください。**

目次

●被災自治体News

南相馬市	2
浪江町	3
双葉町	12

●NEXCO東日本

・原発事故による警戒区域等からの 避難者に対する高速道路の無料措置 ～令和7年9月1日から、中型車のうち トラックタイプの車両が無料措置 対象から除外されます～	14
・磐越自動車道 新潟中央JCT～会津若松IC 夜間通行止めのお知らせ	15



南相馬市からのお知らせ

住民税非課税世帯・低所得子育て世帯支援給付金

8月4日HP更新

住民税非課税世帯支援給付金 および 低所得子育て世帯支援給付金の申請受付は、令和7年7月31日で終了しました。

問い合わせ

健康福祉部 社会福祉課 社会福祉係

TEL 0244-24-5321



南相馬市

みなみそうまチャンネル

電話でのお問合せ
TEL:0244-26-5663<http://www.minamisoma.tv/channel/>または  YouTube ライブ配信<https://youtu.be/C6nEBjP7SOY>

今週の番組

番組内容 [8/1～8/8]

毎時 00分～ オープニング&今週の番組

01分～ 南相馬市中学生海外研修報告会 シンガポール編 part4

29分～ 生涯学習チャンネル マシュマロアイスクリームを作ろう！

41分～ 第38回野馬追の里健康マラソン大会

第20回ウオーキング大会 参加者募集！

44分～ みなみそうま就職ナビ エイムカイワ株式会社 福島セントラル工場

50分～ 北泉海水浴場 海開き

54分～ 四季百景 村上海岸

59分～ 8月休日当番医／リクエストアワー



みゆーまくん



浪江町からのお知らせ

町弁護士による法律相談会を出張所で開催します【福島・いわき・二本松】

8月1日HP更新

町の弁護士が法律問題について、相談に応じます。
各出張所にて開催しておりますので、気軽にご参加ください。

開催日時・場所

相談を希望される方は、窓口にお声掛けください。

■時間 午後1時～4時

■開催日

月	福島出張所	いわき出張所	二本松出張所
8月	6日(水)	12日(火) 26日(火)	19日(火)
9月	3日(水)	9日(火) 30日(火)	16日(火)

- ※ 予約不要ですが、1組ずつの相談となりますので、お待たせすることがあります。
- ※ 相談弁護士は町の職員であるため、裁判などの代理人になることはできません。
代理が必要な案件の場合は、弁護士会をご紹介しますこととなります。

各出張所の住所および電話番号

	住所	電話番号
福島出張所	〒960-8141 福島市渡利字舟場2-1	024-529-7451
いわき出張所	〒970-8025 いわき市平南白土一丁目5-12	0246-24-0020
二本松出張所	〒964-0875 二本松市槻木253-8	0243-62-0123

問い合わせ

介護福祉課 避難生活支援係

TEL 0240-34-0260

令和7年度第3回浪江町営住宅入居者募集

8月1日HP更新

町営住宅の入居予定者を次のとおり募集します。

▶ 8月募集のご案内[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/23309.pdf>

募集期間

8月12日(火)～8月22日(金) ※期間内必着

募集住宅

種別	住宅名	住戸タイプ	間取り	住宅種類	募集戸数
災害公営住宅	幾世橋住宅団地	木造戸建て	3LDK	一般住宅	-
			2LDK	一般住宅	-
	請戸住宅団地	木造戸建て	3LDK	一般住宅	-
			2LDK	一般住宅	-
福島再生賃貸住宅	幾世橋集合住宅	RC5階建て	3DK	一般住宅	-
			1LDK	優先住宅 注意	1
			1LDK	優先住宅(車いす)	1
	津島住宅団地	木造戸建て	3LDK	一般住宅	-
			2LDK	一般住宅	-
町営住宅	御殿南住宅	木造2戸1棟	2DK	一般住宅	1

注意 優先住宅は、幾世橋集合住宅の1階部分にあたり、優先世帯(高齢者(65歳以上)・障がい者・要介護者がいる世帯)に限り申し込むことができます。

- ・子育て世帯、高齢者(75歳以上)・障がい者・要介護者がいる世帯には、抽選の優遇措置があります。
- ・すべての住宅でペットの飼育が可能です。
- ・家賃は世帯の所得に応じて決定します。
- ・幾世橋集合住宅、請戸住宅団地、津島住宅団地は、家賃のほかに共益費がかかります。
- ・請戸住宅団地、津島住宅団地は、家賃・共益費のほかに浄化槽の清掃費がかかります。

次ページへ続きます 

申し込み資格

住宅の種別により申し込み資格が異なりますので、詳しくは募集要項をご覧ください。

【共通要件】

次のすべての要件を満たす方

- ・現に住宅に困窮していること ※住宅困窮理由は申込書の裏面でご確認ください。
- ・市町村の税の滞納がないこと
- ・過去に町営住宅に入居していた場合、家賃に滞納がないこと
- ・暴力団員でないこと

【災害公営住宅】(幾世橋住宅団地・請戸住宅団地)

浪江町に帰還する方(※平成23年3月11日時点で町内に居住)で、次のいずれかに該当する方

- ・町内に居住する住宅がない方(申込者名義の住宅がない)
- ・帰還困難区域にお住まいだった方

【福島再生賃貸住宅】(幾世橋集合住宅・津島住宅団地)

世帯の年間所得の月額が**487,000円**を超えない方で、次のいずれかに該当する方

- ・浪江町に帰還する方(※平成23年3月11日時点で町内に居住)
- ・浪江町に移住する方

【町営住宅】(御殿南住宅)

町内に居住する住宅がない方で、次のいずれかに該当する方

- ・浪江町に帰還する方(※平成23年3月11日時点で町内に居住)
- ・世帯の年間所得の月額**158,000円** **注意** を超えない方

注意 裁量世帯(高齢者(60歳以上のみ)、障がい者、要介護者、就学前の子どもがいる世帯)は月額**214,000円**

募集要項

【災害公営住宅】

▶ 幾世橋住宅団地募集要項[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/22941.pdf>



▶ 請戸住宅団地募集要項[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/22942.pdf>



次ページへ続きます 

【福島再生賃貸住宅】

▶ 幾世橋集合住宅募集要項 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/22943.pdf>



▶ 津島住宅団地募集要綱 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/22944.pdf>



【町営住宅】

▶ 御殿南住宅募集要項 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/22945.pdf>



● 住宅の概要はこちらをご覧ください。

▶ 浪江町営住宅概要

<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/23/28273.html>



申し込み方法

申込書に必要書類を添付して提出してください。

● すべての方

▶ 町営住宅入居申込書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/22940.pdf>



● マイナンバー制度を利用する方 ※提出前に住宅係へ利用する旨をご連絡ください。

▶ 個人番号利用目的同意書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/22457.pdf>



● 解体状況がわからない方

▶ 被災家屋に関する同意書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/14740.pdf>



● 前年1月以降に就職・転職した方

▶ 給与支払証明書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/14741.pdf>



次ページへ続きます 

▶ 給与支払証明書[Excel]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/22455.xlsx>

● 前年1月以降に退職し、現在も無職の方

▶ 退職証明書[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/14742.pdf>

▶ 退職証明書[Excel]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/22456.xlsx>

● 諸事情により申し込み後に辞退される方

▶ 町営住宅入居辞退届[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16035.pdf>

申込先

【窓口・郵送】 住宅水道課 住宅係 ※期間内必着

〒979-1952 双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2

【窓口のみ】 津島支所、各出張所(福島・二本松・いわき)

令和7年度募集スケジュール

※ 空きがない場合は募集を行いません。

募集回	募集時期	入居予定時期
第1回	4月 7日(月)～ 4月18日(金)	令和7年 6月
第2回	6月 9日(月)～ 6月20日(金)	令和7年 8月
第3回	8月12日(火)～ 8月22日(金)	令和7年10月
第4回	10月14日(火)～10月24日(金)	令和7年12月
第5回	12月 4日(木)～12月18日(木)	令和8年 2月
第6回	令和8年2月9日(月)～2月20日(金)	令和8年 4月

問い合わせ

住宅水道課 住宅係

TEL 0240-34-0232

昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震化を支援します

8月6日HP更新

浪江町木造住宅耐震化支援事業

浪江町では、東日本大震災の教訓を踏まえ、安心・安全なまちづくりに向け、昭和56年以前に建築された耐震性が低い可能性がある木造住宅の耐震化(耐震診断・耐震改修工事)を支援しています。

【まずは耐震診断！】木造住宅耐震診断者派遣事業

昭和56年以前に建築された木造住宅について、地震に対する耐震性がどの程度あるのかを専門家が診断し、耐震性が不足している部分の補強計画を作成します。

▶ 浪江町木造住宅耐震診断者派遣事業実施要項[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/18608.pdf>



▶ 木造住宅耐震診断者派遣事業の流れ[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/12207.pdf>



■対象木造住宅

次のすべての要件を満たす**木造住宅**

- (1) 町内にある戸建て住宅 ※帰還困難区域を除く
- (2) 所有者自身が居住する住宅
- (3) 昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した住宅
- (4) 在来軸組工法、伝統的工法、桝組壁工法などによる3階建て以下の住宅
- (5) 過去に、この事業または町による木造住宅耐震診断を受けていない住宅
- (6) 所有者に町税等の滞納がない住宅

※ 現在居住していないが、改修後に居住することが明らかな住宅を含む。

※ 併用住宅の場合は、住宅部分の面積が延べ床面積の2分の1以上であること。

■耐震診断費用

耐震診断者の派遣に係る費用は浪江町が負担します。

※ 派遣費用とは別に、1診断につき6,000円の自己負担があります。

次ページへ続きます 

■申込期間

11月28日(金)

※ 申請総額が予算額に達した場合、期間内であっても受け付けを終了する場合があります。

■申込方法

次の書類を揃え、窓口または郵送にてお申し込みください。

- (1) 浪江町木造住宅耐震診断者派遣申込書(様式第1号) [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16297.pdf>



- (2) 住民票の写し
(3) 町税等の未納がないことの証明書
(4) 対象住宅の付近見取り図
(5) 対象住宅の建築確認通知書の写しおよび概略平面図

【住宅の補強を決断したら】木造住宅耐震改修支援事業補助金

木造住宅耐震診断者派遣事業による耐震診断の結果、耐震基準を満たしていないと診断された住宅の耐震性を高めるための耐震改修工事に要する費用の一部を補助します。

- ▶ 浪江町木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/23313.pdf>



- ▶ 木造住宅耐震改修支援事業補助金の流れ [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/12208.pdf>



■対象住宅

次のすべての要件を満たす**木造住宅**

- (1) 耐震診断の結果、耐震基準を満たさない住宅
(2) 補助金の交付決定年度内に、耐震化工事が完了する住宅
(3) 建築基準法令の規定に違反していない住宅
(4) 過去にこの補助金の交付を受けていない住宅
(5) 所有者に町税等の滞納がない住宅

■補助金額

補助の対象となる耐震化工事と補助金額は次のとおりです。

- ※ 令和8年3月31日までに完了する耐震化工事が対象です。
※ 耐震化工事に直接関係のない内外装工事等は対象外です。

次ページへ続きます 

【対象となる耐震化工事と補助金額】

工事名	補助金額
一般耐震改修工事 (上部構造評点を1.0以上に補強または改修する工事)	耐震改修工事費用の80%以内 (上限115万円)
簡易耐震改修工事 (上部構造評点を0.7以上1.0未満に補強または改修する工事)	耐震改修工事費用の80%以内 (上限69万円)
部分耐震改修工事 (居間や寝室など滞在時間の長い居室の補強または改修 工事で 福島県が定める技術基準※ に適合させる工事)	耐震改修工事費用の80%以内 (上限115万円)
現地建替工事 ※避難路沿道等にある住宅に限る。	耐震改修工事費用相当額の80%以内 (上限115万円)

※ 福島県が定める技術基準[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/10601.pdf>


※ 上部構造評点とは・・・保有耐力(住宅の耐力)／必要耐力(地震に耐えるのに必要な耐力)

上部構造評点	判定(大地震での倒壊の可能性)
1.50 以上	倒壊しない
1.0 以上 1.50 未満	一応倒壊しない
0.7 以上 1.0 未満	倒壊する可能性あり
0.7 未満	倒壊する可能性高い

■申請期間

11月28日(金)

※ 申請総額が予算額に達した場合、期間内であっても受け付けを終了する場合があります。

■申請方法

工事請負契約締結前に、次の書類を揃え、窓口または郵送にて申請してください。

- (1) 浪江町木造住宅耐震改修支援事業補助金交付申請書(様式第1号)[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16298.pdf>


- (2) 住民票の写し
(3) 町税等の未納がないことの証明書

次ページへ続きます 

- (4) 木造住宅耐震診断報告書の写し
- (5) 住宅の所有を証する書類
- (6) 耐震改修工事に係る見積書の写し(全体工事費および対象工事費の分かるもの)
- (7) 対象住宅の付近見取り図、配置図、平面図(現況および補強後)、基礎伏図および耐震補強詳細図
- (8) 対象住宅の工事着手前の写真
- (9) 耐震改修後の耐震診断の総合評価書(建築士の記名・押印のあるもの)

問い合わせ

住宅水道課 住宅係

TEL 0240-34-0232

介護サービス利用者負担の減免期間を引き続き延長します

8月1日HP更新

延長期間:令和7年8月1日から令和8年2月28日まで

新たな「介護保険利用者負担額減額・免除認定証」は、対象となる人に7月下旬に郵送しています。

手元に届かない場合はお手数ですが介護係までお問い合わせください。

なお、以下に該当する場合は対象外となります。

- 帰還困難区域以外の上位所得層(※)の人
- 住民税未申告の人
- 被災証明書の交付を受けていない新規転入者

(※) 上位所得層とは被保険者個人の令和6年中における合計所得金額が633万円以上の人

問い合わせ

介護福祉課 介護係

TEL 0240-34-0226



双葉町からのお知らせ

令和7年度双葉町会計年度任用職員募集のお知らせ

8月4日HP更新

1. 雇用期間

10月1日～令和8年3月31日

2. 募集期限

9月5日(金)

- 持参の場合：平日 午前8時30分～午後5時15分
(双葉町役場総務課のみで受け付けを行います。土、日、祝日の受け付けはしていません。)
- 郵送の場合：9月5日(金)までの消印有効

3. 勤務地

双葉町役場 (双葉町大字長塚字町西73-4)

4. 募集業種等

業務名	職種	求人数	就業時間	業務の内容
行政一般事務補助(復興推進)	事務職	1	午前8時30分～午後5時15分	行政一般事務補助および業務補助 双葉町役場においての復興推進事務および業務・会議等資料作成補助、書類整理、旅費伝票管理、各種申請書受付補助、イベント業務補助 ※必要な経験など ・基本的なパソコン操作(Word、Excelなどの利用) ・普通自動車運転免許(AT可)
行政一般事務補助(戸籍税務)	事務職	1	午前8時30分～午後5時15分	行政一般事務補助および業務補助 双葉町役場においての戸籍税務事務および業務・マイナンバーカードに係る事務補助、各種証明に係る窓口業務、電話対応、書類整理 ※必要な経験など ・基本的なパソコン操作(Word、Excelなどの利用) ・普通自動車運転免許(AT可)

◆業務詳細は、ハローワーク求人票をご確認ください。

次ページへ続きます 

5. 面接予定日および会場

●面接予定日

面接は9月中旬を予定しています。日程および会場の詳細につきましては個別に連絡いたします。

●会場

双葉町役場

※ 面接前に書類選考を実施します。書類選考の結果、不採用となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

6. 応募方法

指定の履歴書・経歴書にご記入のうえ、お住まいのお近くのハローワークが発行する「紹介状」と併せて、ご持参いただくか、もしくは郵送してください。

▶履歴書・経歴書[Word]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/16930/01.doc>



注意 休業手当または失業手当を受けている方が、給付を受けながらの雇用はできませんのでご注意ください。

【応募先】

〒979-1495 双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4
双葉町役場 総務課 行政係

TEL 0240-33-0124

原発事故による警戒区域等からの 避難者に対する高速道路の無料措置

令和7年9月1日から、中型車のうちトラックタイプの車両が
無料措置対象から除外されます

令和7年8月1日
東日本高速道路株式会社

令和7年3月7日に、制度適正化措置の実施方針について国土交通省が発表したところですが、このたび中型車のうちトラックタイプの車両を無料措置の対象から除外する具体的な日時が決定した旨、国土交通省から発表がありましたので、お知らせいたします。

国土交通省 令和7年8月1日記者発表内容(概要)

- 原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置について、令和7年夏頃から、中型車のうちトラックタイプの車両を無料措置対象から除外することを、令和7年3月7日に発表していたところです。
- この度、令和7年9月1日(月)から、中型車のうちトラックタイプの車両を無料措置の対象から除外することとしました。

国土交通省の令和7年8月1日記者発表内容(全文)については、こちらをご確認ください。

▶ https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001971



■ 今回変更の概要(国土交通省記者発表資料抜粋)

高速道路料金の車種区分が「中型車」のうち、自動車検査証の「用途」に「貨物」と記載されている車両は、本無料措置の対象から除外されます。(例:トラック、トレーラーヘッド 等)

なお、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下で、

- 乗車設備と荷台に仕切りがないもの(例:ワンボックスバン)
- 乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの(例:ピックアップトラック)

の車両は、引き続き無料措置の対象になります。

問い合わせ

NEXCO東日本 お客様センター

TEL 0570-024-024 または 03-5308-2424

E49 磐越自動車道 上下線 新潟中央JCT～会津若松IC 夜間通行止めのお知らせ

NEXCO東日本新潟支社(新潟市中央区)は、E49 磐越自動車道 上下線 新潟中央JCT～会津若松ICにおいて、損傷した路面の補修、簡易中央分離帯区間におけるトンネル設備の工事・点検・清掃作業等を行うため、夜間通行止めを実施します。

お客さまには大変ご迷惑をおかけしますが、お出かけの際には時間にゆとりをもってくださいませよう、ご理解とご協力をお願いします。

■通行止め区間・日時

【1】安田IC～新潟中央JCT(上下線)

実施日：8月18日(月)～22日(金) 各日夜20時～翌朝6時

予備日：8月25日(月)～29日(金) 各日夜20時～翌朝6時

※五泉PAおよび新潟PAは、いずれも上下線で19時～翌朝6時まで閉鎖します。

【2】西会津IC～安田IC(上下線)

実施日：9月1日(月)～5日(金) 各日夜20時～翌朝6時

予備日：9月8日(月)～16日(火) 各日夜20時～翌朝6時 土日祝日を除く

※9月12日(金)を除く。

※阿賀野川SA上下線は19時～翌朝6時まで閉鎖します。

※西会津PA上り線および上川PA上下線は、いずれも20時～翌朝6時まで閉鎖します。

※西会津PA下り線のご利用は可能です。

ただし、西会津PA下り線から本線への流入部は20時～翌朝6時まで閉鎖します。

【3】西会津IC～津川IC(上下線)

実施日：9月17日(水)～10月3日(金) 各日夜20時～翌朝6時 土日祝日を除く

※9月19日(金)、22日(月)を除く。

※西会津PA上り線および上川PA上下線は、20時～翌朝6時まで閉鎖します。

※西会津PA下り線のご利用は可能です。

ただし、西会津PA下り線から本線への流入部は20時～翌朝6時まで閉鎖します。

【4】会津若松IC～西会津IC(上下線)

実施日：10月6日(月)～21日(火) 各日夜20時～翌朝6時 土日祝日を除く

※10月10日(金)を除く。

予備日：10月22日(水)～23日(木) 各日夜20時～翌朝6時

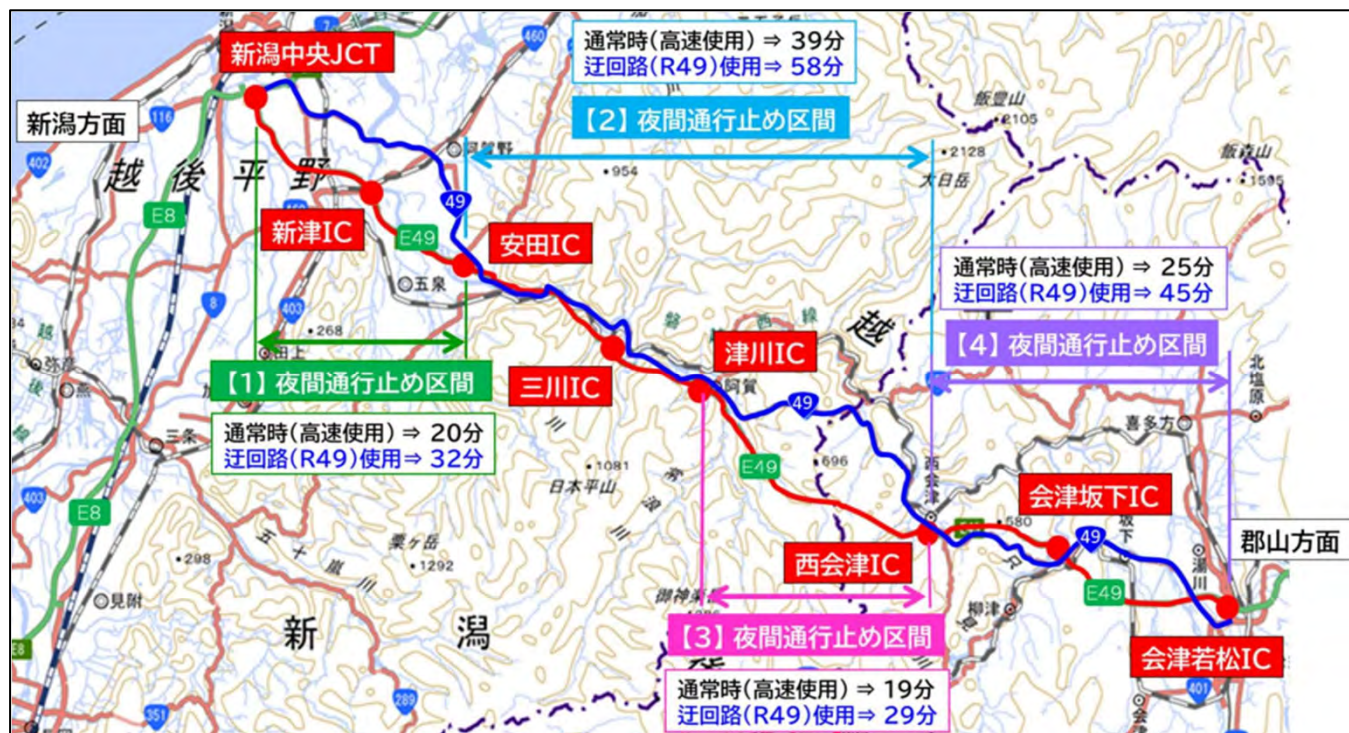
※西会津PA上り線のご利用は可能です。

ただし、西会津PA上り線から本線への流入部は20時～翌朝6時まで閉鎖します。

※新鶴PA・スマートIC上下線は20時～翌朝6時まで閉鎖します。

次ページへ続きます 

(位置図)



※地理院地図(国土地理院)をもとに、NEXCO東日本が加工

※荒天時は、予備日に順延します。

※工事実施判断は、X(旧Twitter)などでお知らせします。



問い合わせ

NEXCO東日本 お客様センター

TEL 0570-024-024 または 03-5308-2424

避難先住所等の届出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム(避難者名簿)に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。あわせて、避難元自治体への連絡もお願いします。

- ・ 転居したので住所が変わった(変わる予定である)
- ・ 家族構成が変わった
(子が進学などで転出、帰還した家族がいる など)
- ・ 避難生活が終了した(避難の意思を有しなくなった)

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している
世帯数と人数(2025.8.6現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	12	30
原町区	3	3
南相馬市 計	15	33
浪江町	3	10
双葉町	1	1
郡山市	3	7
合 計	22	51

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511